

結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項に規定する学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、法第58条の3の定めに基づき実施する「定期の健康診断」に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象の経費)

- 第2条 補助金の交付の対象となる費用は、法第58条の3に掲げる定期の健康診断に要する費用のうち、別表第1に掲げる費用とする。

(補助金の額)

- 第3条 前条の費用に対する補助金の額は、次の第1号から第2号に掲げる額を比較し、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第1に定める補助金対象の経費の実支出額の合計額から寄附金その他の収入額を控除して得た額を「対象経費」とする。
 - (2) 別表第2に定めるところにより計算して得た額の合計額を「基準額」とする。なお、別表第2にある「補助単価」については、国が定める当該年度の「感染症予防事業費等国庫負担（補助金交付要綱）における、「健康診断（結核に限る）、管理検診単価表」の医療機関実施分の間接撮影（100mmミラーカメラ）の相当額とする。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付については、次の第1号及び第2号の条件が付されるものとする。
- (1) 申請者は、定期の健康診断に係る諸法規を遵守しなければならない
 - (2) 申請者は、書類の提出期限を遵守しなければならない

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、結核予防費補助金交付申請書（様式第1号）の他、次に掲げる事項が記載された書類を添えて、市長が指定する日までに申請しなければならない。
- (1) 所要額
 - (2) 事業計画
 - (3) 健康診断受診者数
 - (4) 歳入・歳出予算書（抄本）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、結核予防費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該補助事業の完了後30日以内又は当該補助事業の会計年度の終了月のいずれか早い日までに、結核予防費補助金実績報告書（様式第3号）の他、次に掲げる事項が記載された書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）精算書及び精算書内訳
- （2）健康診断実績報告
- （3）歳入・歳出決算見込書
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、実績に基づき精算額で申請を行い、交付が決定した場合については、前項の規定による報告は要しないものとする

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により報告があったときは、報告の内容を審査し、当該事業に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、結核予防費補助金交付確定通知書（様式第4号）により交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の確定を受けた申請者は、結核予防費補助金請求書（様式第5号）により請求しなければならない。

（書類の整備等）

第9条 補助事業を実施する事業者及び設置者は補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表1 対象経費（第2条、第3条関係）

<p>感染症法第53条の2第1項の規定による健康診断（事業者である市長が行う健康診断を除く。）のために必要な経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 報酬 (2) 賃金 (3) 報償費（報償金を含む。） (4) 需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費及び医薬材料費に限る。） (5) 役務費（通信運搬費、手数料及び損害保険料に限る。） (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 公課費</p>

別表2 基準額（第3条関係）

区分		補助金算定基準額
医療機関 実施分	間接撮影（100 mmミラーカメラ）	受診者数 × 補助単価
	直接撮影	受診者数 × 補助単価